

## 4.5 土地利用

### (1) 開発行為に関する指導・助言

過去に浸水を受けた地区に家を建てようとする住民には、過去の水害に関する情報を提供する。また、大規模宅地開発の際には、各戸における雨水浸透柵の設置を促すなど、内水被害防止のための指導を行う。

### (2) 水害危険地区の設定・検討

過去の水害における浸水情報をもとに、各地域において水害危険地区に設定することを検討する。

### (3) 水害情報の表示

水害を体験した地域においては、人目につきやすい場所に過去の浸水水位を示した看板を設置するなどして、防災意識の高揚を図る。



【看板の設置状況】

## 4.6 流域の連携（自助・共助・公助）

本洪水では、米代川流域全体が被災したため、流域内の関係機関どうしでの支援・救済は困難であったが、それ以外の周辺地域から支援を頂いた。しかし、それでも必要な時に必要な物資や人手および避難所等は不足したため、以下の施策を進めていくものとする。

### (1) 災害救援（ボランティア活動等）

災害時におけるボランティアや支援活動の依頼、要請の方法を確立する。

### (2) 救済基金等の検討

災害時における救済制度は、国・県・市で整備されているが、米代川流域においても身近な地域間どうしの救済基金等の設置について協議会で意見交換していく。

## (3) 地域交流による人的協力体制の確立

災害協定等に基づいて各自治体間の交流により、人的協力体制を確立する。



図 4.14 自助・共助・公助概念図

## 5. アクションプログラム

本洪水の経験を踏まえて、各機関による総合的な治水対策のアクションプログラムを以下のとおり策定した。

尚、各計画の対応期間は、短期（平成23年度まで）と中長期（24年度以降）に分けて示した。

○米代川の総合的な治水対策計画（アクションプログラム 1/3）

※実施期間  
■：短期（H19～H23）  
■：中長期（H24以降）

※役割分担  
●：国  
▲：県  
■：市

対策区域	鹿角市	大館市	北秋田市	能代市
被害概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防決壊により洪水はん濫</li> <li>田畑の浸水</li> <li>家屋の浸水</li> <li>支川のはん濫</li> <li>鉄道運休</li> <li>道路の通行止め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犀川、米代川のはん濫</li> <li>田畑の浸水</li> <li>家屋の浸水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死者1名、行方不明1名</li> <li>阿仁川、小阿仁川の堤防決壊</li> <li>鉄道運休</li> <li>田畑の浸水</li> <li>家屋の浸水、倒壊</li> <li>道路の通行止め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HWL超過</li> <li>田畑の浸水</li> <li>道路の通行止め</li> <li>支川のはん濫</li> <li>家屋の浸水</li> </ul>
【緊急及び中長期の対策】	<p>米代川</p> <p>▲：被災した堤防及び河岸の復旧 河川災害復旧事業（米代川）の実施 10箇所 （八幡平玉内・花輪堰根川原・花輪観音堂・花輪上ミ田表・八幡平高見田・花輪牛川原・花輪後谷地・八幡平湯瀬才田・八幡平碓・花輪大川添）</p>	<p>●：被災した堤防及び河岸の復旧 直轄河川災害復旧事業（米代川）の実施 4箇所 （板沢・外川原・二井田①・二井田②）</p> <p>▲：被災した堤防及び河岸の復旧 河川災害復旧事業（米代川）の実施 4箇所 （道目木①・道目木②・中山①・中山②）</p> <p>●：浸水した家屋の再度災害防止（築堤等） 災害対策緊急事業推進費（米代川）の実施 1箇所（山田渡）</p>	<p>●：堤防の質的整備 災害対策緊急事業推進費（米代川）の実施 1箇所（今泉）</p>	<p>●：被災した堤防及び河岸の復旧 直轄河川災害復旧事業（米代川）の実施 11箇所 （扇田①・扇田②・飛根①・飛根②・天内・飛根④）</p> <p>●：飛根③・梅内・切石・荷上場・小繫</p> <p>●：浸水した家屋の再度災害防止（築堤等） 直轄河川災害復旧等関連緊急業の実施 【平成19～22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋浸水対策4地区（麻生・常盤・天内・小繫）</li> <li>堤防強化4地区（扇田・鶴形・天内・朴瀬）</li> <li>米代川阿仁川合流点下流35.5km区間について、河道掘削、樹木伐採、堤防強化等を実施</li> </ul> <p>●▲：浸水した家屋の再度災害防止 国・県において計画調整を行い、対策を実施（内川、悪土川、桧山川）</p> <p>▲：浸水した家屋の再度災害防止 県において対策を実施（常盤川）</p>
	<p>●▲：国、県が一体となったハード対策の実施。 ●▲：上下流一体となった改修計画の策定。（流域全体を考慮した河道掘削等の治水計画の策定）</p>		<p>●▲：国、県の役割分担の明確化 ●：危機管理対策の推進（水防災拠点等の整備）</p>	
	阿仁川			<p>▲：浸水した家屋の再度災害防止（築堤等） 災害復旧助成事業の実施 【平成19～23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5工区 （増沢・木戸石、米内沢、浦田・大淵、阿仁前田、五味堀）</li> <li>阿仁川の川づくりに地域住民の意見を反映させながら対策を進める。</li> </ul>
中長期の対策 （恒常的な維持管理含む）	<p>▲■：浸水被害の解消 県・市において計画調整を行い、対策を実施する。（浦志内川）</p> <p>▲：浸水被害の解消 県において計画調整を行い、対策を実施する。（福士川）</p>	<p>●▲：浸水被害の解消 国・県において計画調整を行い、対策を実施する。（山田川、引欠川）</p> <p>▲：浸水被害の解消 支川の浸水対策については、県において対策を実施する。（犀川）</p> <p>■：下水道の整備（下水道等整備）</p>	<p>■：下水道の整備（2箇所の雨水ポンプ場設置予定）</p>	<p>■：下水道の整備（合流改善事業）</p>
	<p>●：森吉山ダムの早期完成。（治水機能の発揮—H21.12試験湛水開始予定）</p> <p>●：堤防の補修・機能維持 ・特殊堤補修の実施（二ツ井・中嶋地区） ・堤防の質的整備の実施 ・河道掘削、樹木管理</p>		<p>▲：砂子沢ダムの早期完成。（治水機能の発揮—H21秋に試験湛水開始）</p> <p>●：車両交換所の設置。 ●：農用地冠水対策（築堤）</p>	

○米代川の総合的な治水対策計画（アクションプログラム 2/3）

※実施期間 ■：短期（H19～H23）  
 ■：中長期（H24以降）

※役割分担 ●：国  
 ▲：県  
 ■：市

対策区域	鹿角市	大館市	北秋田市	能代市	
【水害時の対応】	防災計画	■：地域防災計画の見直し（平成20年度）	■：地域防災計画の見直し（平成19年度）	■：地域防災計画の見直し（平成20年度）	
	状況把握	■：各機関の災害対応マニュアルの策定（平成21年度） ・職員活動マニュアル ・情報連絡体制の整備（特に夜間・休日における連絡体制の見直し）		●：CCTV追加設置・内水位計設置	
	水防活動	■：水防計画の点検・見直し（平成20年度） ●▲：重要水防箇所の点検・見直し ●▲■：水防活動の情報共有、連絡体制、応援体制の確立（活動状況、団員の連絡体制、職員の配置等） ●：河川巡視ルートの見直し（平成19年度）		●▲■：水防警報発令から水防団までの効率的な連絡体制の確立。 ●：危険水位・避難判断水位の検証（平成19年度） ■：水防資材が不足するため、民間等からの提供、貸与等の協定。	
	情報提供	■：情報周知方法の確立（平成21年度） ・住民への避難勧告等の伝達方法の確立 ●▲：ダムでの放流警報設備を使用した防災情報提供の検討。（平成23年度） ●▲■：国道、県道・市道の通行止め箇所等の情報提供		▲■：阿仁川における水位危険度（レベル1～5）の見直し ▲：秋田県管理ダムにおけるホームページを活用した情報提供（平成20年度） ■：防災無線等の検討	
	避難活動	■：洪水ハザードマップの作成（平成21年度）	■：洪水ハザードマップの作成（平成20年度）	■：洪水ハザードマップの見直し（平成20年度予定） ■：公表済洪水ハザードマップの検証。（平成19年度予定）	■：公表済洪水ハザードマップの検証旧二ツ井町（平成20年度予定） ■：洪水ハザードマップの作成。（平成21年度作成予定）
		●▲■：河川管理者と自治体との避難判断水位の共有（ホットライン） ●▲■：避難勧告（指示）の情報等の情報共有 ●▲■：洪水ハザードマップの早期作成及び公表 ■：既存の洪水ハザードマップの検証及び見直し ●▲■：市街地における想定浸水深等の設置（「まるごとまちごとハザードマップ」の実施） ■：避難勧告、指示発令マニュアルの策定		■：住民への避難勧告等の伝達方法の確立（無線・有線、メールシステム、ミニFM、広報車等） ■：地域の情報収集手段、伝達方法等の確立 ●：浸水想定区域図の検証（平成19年度） ▲：浸水想定区域図の作成（平成20年度） ■：全避難箇所の受け入れ体制の確立（職員の確保、連絡調整等） ■：自治会間での応援体制の確立	

○米代川の総合的な治水対策計画（アクションプログラム 3/3）

※実施期間  
■ : 短期（H19～H23）  
■ : 中長期（H24以降）

※役割分担  
● : 国  
▲ : 県  
■ : 市

対策区域		鹿角市	大館市	北秋田市	能代市
【平常時の危機管理】	市民への連絡と周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : 水害を風化させないための広報・訓練・教育の実施（パネル展・市民講座・ホームページの活用など）</li> <li>●▲■ : 浸水想定区域・ハザードマップの広報・啓発。</li> <li>●▲ : ダムをはじめ河川管理施設の運用方法、役割等の広報（排水ポンプ運転の停止操作等）</li> <li>■ : 避難所、避難経路等の広報</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●■ : 排水ポンプ車の配備（存在）の周知</li> <li>● : ポンプ施設の運用ルール周知</li> </ul>
	訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : 水防訓練の実施</li> <li>●▲■ : 地域防災計画を基による訓練の実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : 関係機関と一体となった（流域）危機管理演習等の実施</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 自主防災組織の育成（平成20年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : 水防訓練・講習会の実施</li> <li>■ : 自主防災組織の確立・育成・教育実施。</li> </ul>		
【土地利用】	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 水害危険区域の設定検討</li> <li>■ : 流出抑制施設の設置推進</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ : 水常襲地区等の建築申請時等の指導等の実施</li> <li>■ : 水害情報の表示</li> </ul>
【流域の連携】 （自助・共助・公助）	救済救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : 地域交流による人的協力体制の確立</li> <li>●▲■ : 救済基金等の設置の検討 （現段階での実施は困難であり、今後意見交換していく）</li> <li>▲■ : 災害救援（ボランティア活動）・被災者生活援助方法の確立</li> </ul>			
米代川の総合的な治水対策計画の実施・評価・フォローアップ		<ul style="list-style-type: none"> <li>●▲■ : メニューの具体化に向け、関係機関と連携・調整するため、計画の評価・フォローアップ等を行っていく。</li> </ul>			

## 6. 対策の実施・評価・フォローアップ

「米代川の総合的な治水対策」の各施策の実施にあたっては、関係する機関同士の連携と役割分担をもとに十分な調整を図りながら進めていくことが不可欠となる。

そのため、事業進捗の各段階（計画・実施・評価・修正）において、各機関の実施状況とその評価、必要なフォローアップを協議する場「米代川の総合的な治水対策協議会」（以下、本協議会という）を設け、連携した事業の実施を図るものとする。



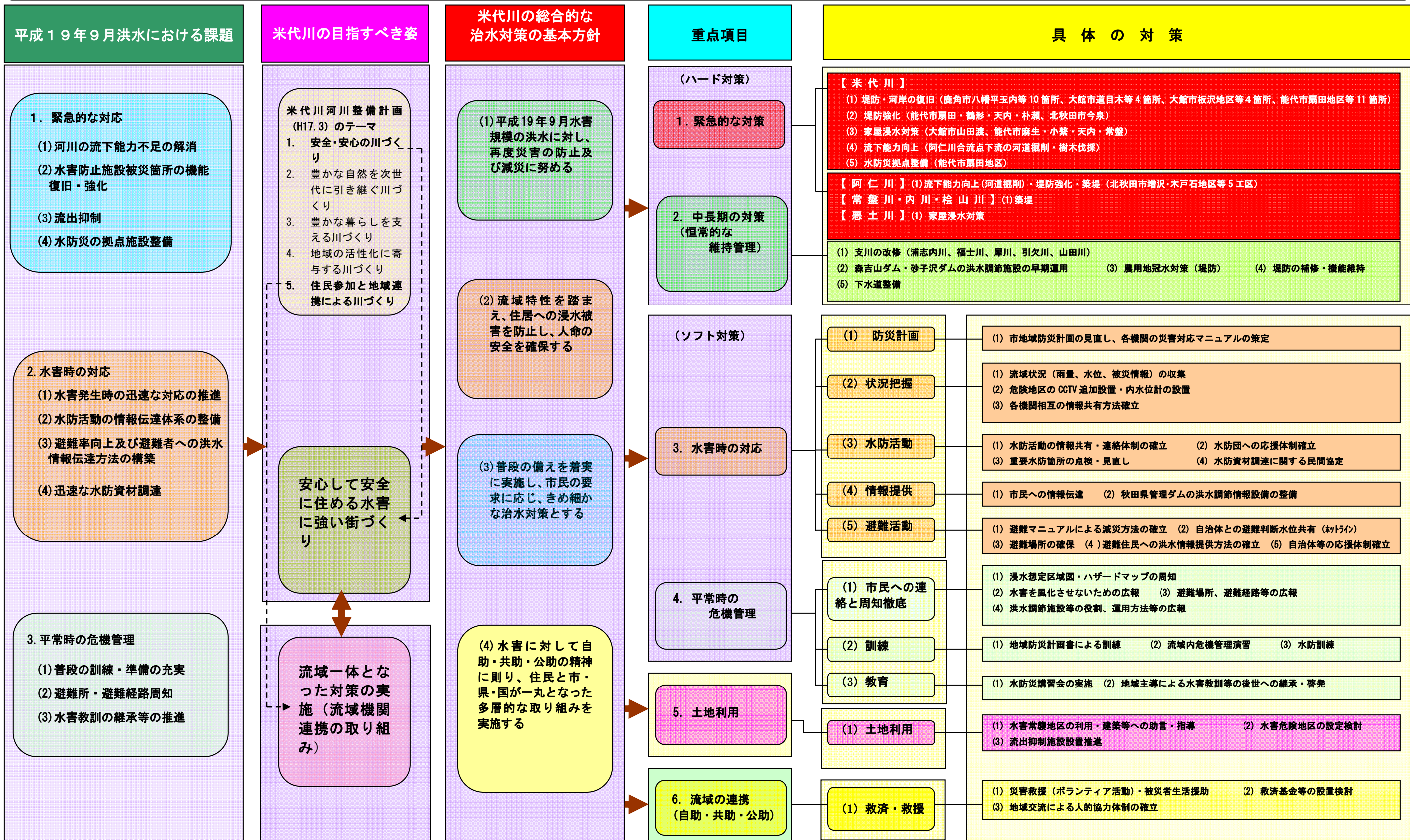
なお、本協議会は、1年に1回以上実施するものとする。

また、本協議会は、配下に「幹事会」、「検討会」をおき、必要に応じて開催するものとする。

## 7. 米代川の総合的な治水対策計画の概要

米代川の総合的な治水対策計画の概要及び主な対策位置図を次頁以降に示す。

**米代川の総合的な治水対策計画** ～ 流域のはん濫・洪水メカニズムに配慮した総合的な治水対策 ～



対策の実施・評価・フォローアップ（計画・実施・評価・修正）